令和８年 10 月吉日

お客様各位

IC キャッシュカード特約の制定について

平素は、東京シティ信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は下記の通り個人キャッシュカード規定、法人キャッシュカード規定に付随する、IC キャッシュカード特約を制定いたしますので、お知らせいたします。

記

１．制定日

令和８年 12 月１日（火）

２．制定する特約について

・東京シティ IC キャッシュカード特約

３．特約内容について

添付の東京シティ IC キャッシュカード特約を確認願います。

３．電子化規定当金庫掲載ページ

制定日以降下記 URL、QR コードよりご覧いただけます。

https://www.shinkin.co.jp/to-city/company/kitei_ichiran.html

※QR コードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

以上

東京シティ信用金庫

東京シティ信用金庫

東京シティICキャッシュカード特約

１．（特約の適用範囲）

（１）この特約は、当金庫が発行するカードのうちＩＣチップが付加されたＩＣキャッシュカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するに当たり特に適用される事項を定めるものです。

（２）この特約は、当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取り扱うものとします。

（３）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

２．（ＩＣカードの利用）

ＩＣカードは次の場合に利用することができます。

（１）当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合

（２）当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合。

（３）当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合

（４）その他当金庫所定の取引をする場合

（５）ＩＣカードに未対応の当金庫及び提携先の預金機、支払機、振込機をご利用の際は、ＩＣ機能を利用しないキャッシュカードとして取扱います。

３．（ＩＣカードの発行時における手数料の取扱）

再発行でＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

４．（振込カード機能）

（１）当金庫のＩＣカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、ＩＣカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ＩＣチップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を当金庫所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。

（２）ＩＣチップ内に蓄積された振込情報は、ＩＣチップが故障した場合には復元できません。

また、ＩＣカード再発行する場合には、新しいＩＣカードには当該振込情報は引き継がれません。

５．（ＩＣカード対応預金機、支払機、振込機の故障時の取扱）

ＩＣカード対応預金機、支払機、振込機の故障時には、ＩＣチップ提供機能は利用できません。

６．（ＩＣチップ読取不能時の取扱等）

（１）ＩＣチップの故障等によって、ＩＣカード対応預金機、支払機、振込機においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能は利用できません。
この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、速やかに当金庫にＩＣカード再発行をお申し出ください

（２）ＩＣチップの故障等によって、ＩＣカード対応預金機、支払機、振込機においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても当金庫は責任を負いません。

７．（特約の変更）

（１）この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

（2026 年 12 月 1 日現在）